

岐阜県発注の建設工事における社会保険等未加入対策の改正について

岐阜県県土整備部技術検査課

このことについては、建設業の持続的な発展に必要な若手人材の確保等の観点から、建設業者の社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）未加入対策として、元請業者及び一次下請業者を社会保険等加入業者に限定する取組等を行うこととしています。

これについて、平成28年6月1日より下記のとおり取組内容を改め、すべての県発注工事について元請業者及び一次下請業者を社会保険等加入業者に限定する取組等を行うこととしますので、お知らせします。

※本取組における「社会保険等未加入業者」は、保険加入義務があるにもかかわらず社会保険等に加入していない業者を指します。加入義務のない（適用除外である）業者は、従前より本取組による排除の対象としておりませんので、ご注意ください。

平成28年6月1日からの対策

- (1) 入札参加資格の審査段階において、社会保険等未加入業者の申請は受け付けません。
- (2) 県発注工事の入札参加時に社会保険等未加入の元請業者の入札参加を認めません。
- (3) 社会保険等未加入の一次下請業者との下請契約を原則禁止します。
- (4) 上記(3)に違反した元請業者に対して次の措置を行います。
 - ・資格停止措置
 - ・工事成績評定の減点
- (5) 監督員は施工体制台帳等で全ての下請業者の社会保険等加入状況を確認し、未加入状況の報告を受けた建設業担当部局は未加入業者への加入指導等を実施します。

* (3) 及び (5) について、従前は下請契約の請負代金の総額が3千万円以上(建築一式工事4千5百万円以上)の県発注工事を対象としていたところ、平成28年6月1日よりすべての県発注工事を対象とします。

(1)、(2)、(4) については従前の取扱いから変更はありません。